

上尾市介護保険高額介護サービス費等資金貸付規則を廃止する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

上尾市長 畠山 稔

上尾市規則第20号

上尾市介護保険高額介護サービス費等資金貸付規則を廃止する規則

上尾市介護保険高額介護サービス費等資金貸付規則（平成31年上尾市規則第20号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの規則による廃止前の上尾市介護保険高額介護サービス費等資金貸付規則（以下「旧規則」という。）第6条の規定により資金（旧規則第1条に規定する資金をいう。）の貸付けの決定を受けた者（第4項において「借受人」という。）に対する貸付金（旧規則第4条に規定する貸付金をいう。以下同じ。）の交付等については、旧規則第7条及び第8条並びに第3号様式及び第4号様式の規定は、なおその効力を有する。

3 施行日前に旧規則第7条の規定により交付された貸付金の償還については、旧規則第8条から第11条まで、及び第5号様式の規定は、なおその効力を有する。

4 借受人（貸付金の金額を償還していない者に限る。）が旧規則第12条各号に該当した場合には、同条の規定は、なお、その効力を有する。